

適正で適切な就業とは

シルバー事業の理念である「自主・自立・共働・共助」をもとに、法律に定められた事業「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律42条」を誠実に遂行していくことです。

一、臨時かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業であること。

「臨時かつ短期的な就業」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的就業であって、連続又は断続的な仕事で**概ね月10日程度以内**の就業です。「軽易な就業」とは、一定業務のうち、一週間当たりの就業時間が**概ね20時間を超えない**もので、教室又は家庭における教授の業務、家事手伝いその他の家庭生活支援サービスなどの業務をいいます。

二、危険・有害な仕事でないこと。

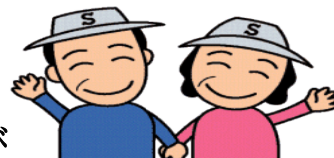
三、指揮命令が発生しないこと。

四、従業員との混在作業でないこと。

- ~~~~~
- 1 請負とは（現在、私たちの就業は、ほとんど「**請負**」により行われています）
 - (1) 請負人がある仕事を完成することを約束し、発注者はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約。（民法第632条）
 - (2) 仕事の完成を目的とするものであるから労働しただけでは債務の履行にならず、仕事の完成がなければ報酬はもらえない。
 - (3) 請負人は請け負った仕事を自分の裁量で完成しなければならない。そのために必要な人員、機材等の調達は請負人の自由である。仕事中に発注者から指揮命令は受けない。

2 委任とは

- (1) 委任者が事務をすることを相手方（受任者）に委任し、相手方がこれを承諾する契約。（民法第643条及び656条）
- (2) 事務を処理する（仕事する）こと、すなわち、ある仕事のための役務の給付を目的とし、仕事の完成は契約の要素ではない。
- (3) 受任者は、委任された事務を自分の裁量で処理する。仕事について委任者から指揮・命令を受けない。



3 派遣とは

- (1) 労働者が使用者に対して労働に従事することを約束し、使用者がこれに報酬（賃金）を与えることを約束する契約。（民法第623条）
- (2) 労働に服する（労働する）こと。すなわち労働したことへの給付を目的とし、仕事の完成は契約の要素ではない。
- (3) 働くことが使用者の指揮・命令の下に行われ、したがって働いているうちは、労働者は使用者に従属する。